

# 中部日本吹奏楽コンクール愛知県大会審査内規

平成29年10月3日制定

- 第1条 この規定は中部日本吹奏楽コンクール愛知県大会実施規定に基づき、審査及び判定について定めるものである。
- 第2条 中学校の部のブロック大会についても本内規に準じて行うものとする。
- 第3条 審査員は各団体が演奏した課題曲・自由曲それぞれに対して、2点～10点の9段階（1点刻み）で評価する。ただし、ブロック大会については支部の実情に応じて課題曲のみの演奏・評価とすることができる。
- 第4条 審査員の数は7名とする。ただし、中学校の部のブロック大会については、審査員を3名～5名としてもよい。
- 第5条 審査の処理は理事長より委嘱された審査係が行う。
- 第6条 審査係は審査員の評価に基づき、金賞・銀賞・銅賞の三段階でグループ分けを行う。
- 金賞に値する演奏にはA（10点・9点・8点）、銀賞に値する演奏にはB（7点・6点・5点）、銅賞に値する演奏にはC（4点・3点・2点）とし、A・B・Cの比率が3：4：3になるような数をあらかじめ明示して、それを目安に評価するよう審査員に依頼する。
- 第7条 賞の決定については、次の2通りの方法から各部門がそれぞれ選択して実施するものとする。ただし、金賞の数はその大会の代表数を限度に増やしてもよい。
- ① 審査員のA・B・C評価のうち、Aが過半数の場合金賞、Cが過半数の場合銅賞、その他を銀賞とする。
  - ② 課題曲・自由曲それぞれの評価の最高・最低点を各1名分ずつカットして集計し、満点の75%以上を金賞、45%以下を銅賞、それ以外を銀賞とする。ただし、審査員が3名～5名の場合は上下カットをせずに集計する。
- また、上位大会への代表を決定するために、それぞれの最高点・最低点を各1名分ずつカットして集計し、金賞団体を優先して合計点の多い団体から選出する。同点の場合は、審査員の投票により決定する。ただし、審査員が3名～5名の場合は上下カットをせずに集計する。
- 第8条 第5条による結果は、審査員の了承を得て大会運営責任者が賞を決定する。
- 第9条 中部日本吹奏楽コンクール愛知県大会実施規定に違反のあった場合は失格とし入賞を取り消す場合もある。
- 第10条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧は希望する団体に渡すことができる。
- 第11条 この内規は常任理事会の議決により改訂することができる。